The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	三組の仮名イ・ヰ、エ・ヱ、ヲ・オに対する契沖の観念について
Author(s)	シーリー, クリス
Citation	語文. 1979, 36, p. 1-9
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68658
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

三組の仮名イ・キ、エ・ヱ、ヲ・オに対する契沖の観念について

クリス・シーリー

概略

契沖の歴史的仮名遣い論の根底にあるものは、イ・キ、エ・ヱ、ヲ・オを含むイロハ仮名の全てが、万葉集及び倭名抄をはじめとする古代の文献の中で、矛盾なく区別されているということである。

契沖は、古代作品の中でイ・キ等が使いわけられていた事実を認知していたにもかかわらず、実は、各組のそれぞれの仮名の本当の違いの意味を理解していなかったとするのが、日本の学者の定説である。こうした見解は、契沖のこれらの仮名に関する様々な記述の中で、相反する要素がいくつか見られることによるものであろう。

三組の仮名に関する契沖の理解という論題こそ、彼の仮名遣い論を学ぶ上で重要な部分であり、さらに（今日にいたるまで）日本の学者によって包括的な解明が試みられていないのではないかと思われる分部でもある。

故に、本稿では（筆者の知る限り）、契沖の仮名遣い論に関していまだに取り上げられたことのないいくつかの記述を考慮しながら、本主題を深く再吟味したいと思う。これは、年代順にアプローチすることにより、イ・キ等三組の仮名に対する契沖の観念の展開を追い、そして最後にその全体像の再現を求めようとしたものである。

筆者が達した結論は、必ずしも日本の学者のそれと大きな隔りがあるわけではない。しかし、契沖の仮名遣い論におけるこの分野の筆者の考察は、彼の仮名遣い論の集大成「和字正濫鈔」になぜ、三組の各仮名の発音の違いへの言及がないかという理由を示唆するものである。

本論

契沖は多くの学者たちにより国学運動の祖と崇められている。彼の最大作万葉代匠記は、本居宣長の古事記伝に匹敵すると指摘する学者もあり、万葉集の注釈についての価値とあわせて近代学問の基礎たる帰納主義を取り入れたことにより広く認められている。確かに己れの研究に対する契沖の態度は近代的と呼ぶに真にふさわしいものである。それは彼が単に先哲の訓えを受け入れるのではなく常に観察を怠らず客観的な証左をもとに結論を導き出そうと努力したからである。

契沖の著書について興味深い点の一つは、恐らく新旧の独特な混淆とも呼びうるものが見られるということである。契沖は古代日本語と日本文学の研究の中で、新しい批評的、客観的な観察法を適用

しようと試みた。しかし同時に彼の思想や信条の多くは―必然的に―過去につながりをもつものであった。この点は例えば彼の仮名遣い研究の場合に顕著である。この分野における契沖の思考方法は概して新しい客観的研究方法によるものであるが、しかしそれは同時に悉曇学を基礎とした従来の言語理論と結びついている。

本論で筆者は契沖の仮名遣い論の中のある分野、即ち三組の仮名イ・キ、エ・ヱ、ヲ・オについて論究していきたいと思う。これら三組の仮名についての契沖の見解は、比較的抽象的ではあるが、彼の仮名遣い論の中で重要な位置を占めているのである。しかしながら、これまで詳細にわたり取り上げられてきたとは言い難い。これは又契沖の言語観とも密接に結びついた論題でもある。そこで筆者は本課題をより広い視野から検討する為に、契沖の「言語観」をベースとした観点からも考察してみたいと思う。筆者独自の解釈を示す前に先ず日本の学者たちの主たる見解を示すことにより問題の所在を明らかにしたい。契沖の歴史的仮名遣いについて詳細な研究が行なわれた例は極めて少ないが、これに関しては、時枝誠記氏が著した「契沖の文献学の発展と仮名遣い説の成長及びその交渉について」[2]が最も有意義なものといえる。これは契沖がイ・キ以下をどのように理解していたかという問題について日本人の学者が行なった最も包括的な研究であり、しかも時枝氏以後の学者も氏の見解に共鳴しているようであるから、[3]筆者は氏の論を日本人による代表的な見解と考える。三組の仮名について契沖がどのように理解していたか、時枝氏は次のように論じている。

「かくして上代仮名遣の差別の根拠に就いての契沖の積極的解答というものを見出すことは出来ないが、契沖が上代仮名遣の差別を以て、音韻上の差別に基くものであり、後世の仮名遣の混乱は音韻の變遷に基くものであるという、江戸中期以後に発生した仮名遣観を持ち合せて居なかった事は断言し得ることである。契沖の仮名遣観の背景には、国語の史的變遷の概念というものは少しも認めることが出来ないのである。契沖が、なお以下三類の文字を夫々同音異字と考へたことは、次の証拠によって明である。

『此五十音梵文は図をかりていふかことく、字体をの〳〵別なれは、三の伊、二の宇、三の恵、二の乎、きゝはおなしけれとも、まきれす』(全集一巻二三頁)[4]

『四十七言ノ中ニ、猶以為遠於江恵ノ三ツノ聞同シキニ依テ、此等ノ仮名上下ニアル時マカフ事アリ』(全集一巻二一七頁)

『ヱとエ、字も音も共に相似たる故に、人おほく混乱してわきまへす』(全集七巻七四頁)

『いゐえゑをおこそ初より同しう聞ゆれと、いにしへの人はそれたにおのつかるわきまへてたかへされはにや、注せる物なし』(全集七巻二一八頁)

又、はひふへほの如き語中語尾にあって、混乱を来すものを、契沖は音便と称して居るが、これも時代によって音の変化した為とは解せず、始めより、音便によってかかる発音に呼び来ったものと解した。

『ひへほは各別の音あり、只その中下に有て音便まかふ故にこれをわきまふるは、まことに童蒙のためなり。今に至て童蒙ならぬ人の迷ふことあるは、世の下れる故なり。』(全集七巻二一八頁)

そして、之等仮名遣の混乱が音の変遷によるものでないとするならば、何に基くのであるか。契沖に従へば、同音異字、或は音便を

識別し得ない、学識の低下或は誤用を意味するのであった。

『猶有音相似易濫者、中葉以来、学識倶降且不致意述則匪翹混以為遠於等』（正濫抄序、全集七巻六五頁）

『今に至て童蒙ならぬ人も迷ふことあるは、世の下れるなり』（全集七巻二八一頁）

『行成卿ナトノ比マテノ仮名ヲ見ルニ、此集ニ違ハネハ其後漸クニ誤レル歟』（全集一巻二一七頁）

『エとヱ、字も音も相似たる故に、人おほく混乱してわきまへす』（全集七巻七四頁）[5]

右の文章の中で時枝氏が試みている方法はイ・キ等の間の区別の根幹をなすと思われるものについて契沖の個々の見解を順々に吟味していくという方法である。時枝氏は、アクセントが区別の原因であるという契沖が（後にこの見解を放棄）万葉代匠紀初稿本（一六八八年完成）の中で示している理論にふれ、少なくとも契沖はイ・キ等六つの仮名の使用法が異なることに何か大きな意義を見出したという風に指摘している。[6]ここでは本課題に関連した契沖の記述の（決してすべてではないが）かなり多くが取りあげられている。時枝氏は契沖が提示している個々の見解を扱う上で、初稿本に始まり和字正濫要略（一六九八年）にいたるまでの契沖の様々な著作の中からいろいろな章句を引用している。契沖の仮名遣論におけるこの分野を再吟味する上で、筆者がここでとっている方法は本課題に対する契沖の考えを年代順に追い、最後に、その全体像を描き出すという方法であり、時枝氏のそれとは異なっている。このように時枝氏とは異なる方法をとっていることに加えて、筆者は又氏によっては触れられていない（そして筆者の知る限りでは他の学者によっても触れられていない）と思われるある長文の一節についても後に考察してみたいと思う。

イ・キ等に関する契沖の記述は主として万葉代匠記（初稿本と精撰本の両者）に見られる。そこで筆者の研究はこの二冊を中心として和字正濫鈔と更に後期の作品にも触れることにする。主題の検討に入る前に、ここで先ず契沖の言語観を考察してみよう。

契沖は幼時から真言宗の僧として修業をうけたため、言語の起源と性質に関する彼の見解にはかなり神秘的な要素が含まれている。例えば涅槃経（文字品）からのある章句は、契沖が言語について研究を進めていく際に何度も引用しているが、[7]これは言葉というものを理解する上で重要な要素となったようである。問題の章句は次の通りである。

「涅槃経、文字品云。仏復告ニ迦葉一、所有種々異論呪術言語文字、皆是仏説。非ニ外道説一。迦葉菩薩白レ仏言、世尊云何、如来説ニ字根本一。仏言、善男子初説ニ半字一以為ニ根本一。持ニ諸記論呪術文章諸陰実法一、凡夫之人学ニ是字本一、然後能知ニ是法非法一。

迦葉菩薩復白レ仏言。世尊所レ言字者、其義云何。善男子有ニ十四音一、名為ニ字義一。所レ言字名日ニ涅槃一。常故不レ流。[8]

ここで言及されている十四音が一体何を意味するかについては様々な見解が存在する。契沖は、これら十四音は音図の五十音と（悉曇字記における場合のように）悉曇四十七文字の両方の基礎をなすという信範の解釈に従った。[9]契沖にとって音図の五十音は言語の有する音すべてを表わすものであった。[10]音図は契沖により—他の前近代の学者によると同様—仮名反のためばかりでなく、音便、屈折変

化などを説明するための枠組として利用された。例えばこゆとこえ（越）という関連した語型を説明するに当り、契沖は、こえの中のえを概念上ye（即ちヤ行）と考え、うう（植）の中の二番目のうを概念上wu（即ちワ行）と考えた。[11] 言語について考える場合、契沖の出発点は、言語はもともと正確には五十の音（音図の音）を有するという概念であった。それ故彼はいろは四十七文字と音図との関係を説明しなければならない立場に立たされたのである。その説明にあたって、彼はさらに二つの難点に直面したのであった。（一）いろはでは何故三つの仮名（あるいは音）[12] が欠けているのか（yi、ye、wu）（二）これら三つの仮名（音）が欠けていながら三つの音節が二度含まれているのは何故か（イ・キ、エ・エ、ヲ・オによって表わされる音節）というものであった。これは契沖の考え方からすれば極めて妙な状態であった。何故なら彼にはいろは歌が、異なる仮名により表わされる五十の音すべてを有するか、あるいは（yi、ye、wuと共にキ、エ、オを除外して）実際に発音の異なる四十四音のみを有するか、そのいずれかの方がより論理的と思えたのである。しかし現実はそうではなく、それ故彼が置かれた状況はこんとんとしていたようである。契沖は初稿本の中で次のようにその戸惑い振りを明らかにしている。

「今のいろはには此中に二の伊、二の恵、二の乎ありて、也所生の以と、和所生の宇、恵と、以上合て三音を闕ことそのゆへあるへし。これを悉曇家にたつぬへし。」[13]

契沖は精撰本を書き上げる頃には、日本語の場合五十音のうち四十七音だけ存在していると思われるのは何故かという問いについて次のような仮説を立てるに至っていた。

「此五十音ノ中ニ、本朝ニハ四十七音アリテ三音闕タリ。三音ハ也ト以ト和合シテ生セル伊ト、也ト江ト和合シテ生セル要ト、和ト宇ト和合シテ生セル宇トナリ。是ハ本韻ノ宇江遠ニ摂スルナリ。（中略）然レトモ本韻ニ摂シタル故ニ本韻ニテ通ヘリ。本韻ノ通スルハ宇乎ヲ伊乎トモ云類ナリ。然ルニ若摂セハ和ヨリ生スルキヱオモ摂スルヘキヲ、半ハ摂シ半ハ摂セサル、其故ヲ知ラス。」[14]

しかし、これからも分かるように契沖はこうした自己の解釈に完全に満足していた訳ではなかった。ひとつには、これは単に純粋な仮定に基づくもので、契沖があれ程重要視していた具体的な証拠というものに依拠していないからであった。それに又これでは精撰本自体に見られる全ての叙述に相通ずるということにはなり得ないのである。[15] しかし、一方この解釈のもとでなら不完全にではあるが、四十七の仮名文字を五十音図の理論にあてはめることが出来るし、契沖の音図を基礎とした言語理論も満足いく形で機能するのである。

前記二つの引用文は共に万葉代匠記からであるが、契沖が五十音図といろは仮名及び両者の関係についての考え方を最も明確に示しているのは、他ならぬこの万葉代匠記の中においてである。和字正濫鈔の中には契沖の仮名遣い論のこの側面についての情報は殆んど含まれていない。この点の重要性についてはあとで検討する。契沖の言語理論の概要が明らかになったことにより、契沖が三組の仮名イ・キ、エ・エ、ヲ・オについてどのように把えていたか即ち彼は各々の組の文字の相違を概念的なものと考えていたかそれとも実際的なものと考えていたか等の点について理解を深めることが一層容易になったといえよう。

時枝氏が論文の中で指摘しているように初稿本の段階では、契沖

は発音上の区別が可能だと考えていた。

「いろはの中に、いゐ、をお、えゑをわかちて出され、俊成卿もよそちあまりなもしとのたまへるを、明魏法師、たま〳〵通する一辺をみて、たやすくこれを混せんとするは、おほきにひかことなり。もししからは仁覧天皇と顕宗天皇とは兄弟にまし〳〵て、仁覧をは初に億計王と申、顕宗をは弘計王と申き。億は奥のお、弘はロのをに用る字なり。平上去の三声、いつれをいかに申奉るとはしらねとも、故実を存知する人にたつねは、聞ところにわかち有へし。いたくなまれる人の、橋端箸をえいひわけぬやうならは、兄弟の御中に、まきらはしき御名をつかせたまはんやは。[16]」

契沖はイ・キ等の間にアクセントの相違があるという考え方を、後になって—恐らく精撰本の頃までには[17]—放棄したが、右の章句は契沖が実際の発音上の違いを探していたことを示しているという点で依然意義深いものである。精撰本（一六九〇年完成）の中に再び仁賢天皇と顕宗天皇の例がみられるが、ここではアクセントに関する記述はみられない。

「仁賢天皇ヲ初ハ億計王ト申シ、顕宗天皇ヲハ弘計王ト申シキ。億ハ於ニ同シク、弘ハ遠ニ同シ。遠於ヲ混セハ昆弟ヲハイカゝ分チ奉ラム。[18]」

このあと続いて契沖の扱ったある特定のいろは仮名に関するいくつかの記述がみられるが、これはそうしたいろは仮名が万葉集など古代作品の中の仮名（即ち万葉仮名）を基礎として歴史的仮名遣いで書く際に、一つの問題点を浮きぼりにしているからである。最初に扱われている六つの仮名はイ、キ、ヲ、オ、エ、ヱである。[19]この章句の中で関連ある部分を次に示す。

「一　以　音ノ已、伊、等、訓ノ胆ナト是ニ同シ。此以ハ軽シ。（中略）　此以ハ阿ヨリ生シテ幾之等九字ノ本韻ナル故ニ軽キナリ。（中略）

二　為　音ノ韋、委等、訓ノ井、猪等、皆同シ。此為ハ和ト以ト合シテ生シタル末韻ノ字ナル故、脣ニ属シテ重シ。（中略）

四　乎　音ノ遠、越、訓ノ尾、緒等皆同シ。此乎ハ軽シ。以ノ下ニ注スルカ如シ。（中略）

五　於　意、飫等同シ。此於ハ和ト乎ト合シテ生スル故ニ重シ。（中略）

七　江　音ノ叡、要等、訓ノ兄、得等同シ。此江ハ軽シ。（中略）

八　恵　音ノ衛、慧、訓ノ画等同シ。此恵ハ和ト江ト合シテ生シタル江ノ末韻ナル故ニ重シ。[20]」

イ、キ等に関するこうしたかなり長い記述が重要なのは明白であり注目に値いする。同時にこうした記述（簡略化のため以下章句Aと呼ぶ）はある種の問題点も浮きぼりにしてくる。というのは契沖は読者がどのようにそうした記述を把えるべきかについてなんら明確な指示を与えていないからである（彼は彼自身がどう把えているかについても明示していない）。契沖は初稿本の中でこれら三組の仮名は発音の点で異なると考えているから、恐らく最も自然な把え方は、精撰本の中でも彼は発音の観点から思考しているとみることである。換言すれば恐らくイとキのための記述（「此以ハ（中略）重シ」。）は実際の発音のレベル、即ち夫々〔i〕及び〔wi〕とてし解釈されるべき（ヱ・ヱ及びヲ・オについても同様）であると推論できよう。しかしこうした解釈をした場合、難点は精撰本の全く同じ章（即ち集中仮名ノ事）の少し前の部分にみられる章句との間に矛盾が生じると

いうことである。

「此四十七言ノ中ニ、猶以為遠於江恵ノ三ツノ聞同シキニ依テ、此等ノ仮名上下ニアル時マカフ事アリ。[21]」

この段階で契沖のイ・キ等についての考え方は、実際、前述の如く混乱していると説くことももちろん不可能ではない。しかし契沖によるこれら三組の仮名文字についての理解で、こうした基本的な矛盾を改めて並べたてなくても済むような解釈の仕方が他にないか、その可能性を考えてみよう。

そうした可能性のひとつは実際の音よりもむしろ概念上のレベルで章句Aの記述を解釈することにあると思われる。章句Aのイ・キ、エ・ヱ、ヲ・オに関する記述は、同じグループの中で用いられる他の万葉仮名を並べあげるところから始まっている。イ・キ等に対する記述のはじめに挙げられている万葉仮名の殆んどすべては、契沖がそれ以前に著した正誤仮字篇（一六八五年）の中に見られる。[22]この次に、悉曇式の記述がある。つまり、イの場合は、

「此以ハ阿ヨリ生シテ幾之等九字ノ本韻ナル故ニ軽キナリ。[23]」

悉曇式の記述はもちろん常に実際の発音を示すとは限らない。契沖が実際には章句Aをどのように把えていたかについて判断が可能となるように精撰本が編纂されるまでの当時の状況について再検討してみたい。イ・キ等三組の相違点の正確な性質について理解しようと努めた契沖は、言語そのものについて誤った考えを有していたことから当然苦境に陥った。彼の研究方法の中心にあったのは、その所論を古代の作品の中にみられる証拠物件を基礎として裏付けるという手続きにあった。イ・キ等の場合、契沖は万葉集や倭名抄等にこれらの文字が一貫した形で区別されているという事実により、あらためてそれを自説の正しさに対する証拠と考えたのである。そしてこうした矛盾のない使用法の理由を考察した契沖は発音に目を向けたのである。

彼は万葉代匠記初稿本の中でアクセントが区別要因かもしれないと考えたが、精撰本の中には真に異なった方向を示すと思われる記述がみられる。即ち一方でイ・キ等は依然同じように発音されるという意味の言葉が見られるかと思うと、他方で精撰本音図のあとでは、日本語には五十音のうち四十七音がある（キ、エ、オは夫々イ、エ、ヲとは異なった音を示すと思われる）という言葉に出会うのである。[24]従ってこの分野における契沖の考えは、彼が音と文字を明確に区別せず従って音図上の四十七の仮名文字を日本語の音と考えていたという事実により混乱を免れなかったであろう。とにかく言えることは、精撰本の集中仮名ノ事の部分における相対立する記述の存在は、契沖が一体どのように章句Aの中の記述をとらえていたのかという問題の理解を真にむずかしいものとするのである。彼が読み手に何ら具体的な指示を与えることなく精撰本の中にこうした記述を残しているのは、恐らく契沖自身イ・キ等の実際のありかたについて確信がもてなかったからではなかろうか。このように考えると次に問題となるのは和字正濫鈔における状況である。この中で契沖は、古代の作品にみられる仮名の使い方に従うべきであると主張しているがイ・キ、エ・ヱ、ヲ・オ三組の実際の発音については言及していない。[25]

イ・キ等三組の発音については万葉代匠記の初稿本、精撰本の双方、それに和字正濫通妨抄（一六九七年）和字正濫要略に—換言すれば和字正濫鈔そのものを除く仮名遣いを扱った契沖のすべての著

作に一様々な記述がみられるのである。では結局は契沖の仮名遣い論の極致ともいうべき和字正濫鈔にこれら三組の発音についての記述がみられないのは何故か。

これら六つの文字について契沖の作品のどこかで記述がなされるとすればそれは当然彼の集大成和字正濫鈔の中でなされると期待するのが当然だろう。しかし彼は和字正濫鈔の中でこの主題にふれることはしなかったのである。筆者は彼がそうした道を選んだのは、契沖がこれら六つの文字の本当の発音について理解する上で一種の行き詰まり状態・窮地に陥ったからだと思う。和字正濫鈔の中でこの問題にはふれないと決意したのは、彼がこの著作のみが印刷され、それ故自分の他の著作よりもいくらか公けの性質をもつものになるのではないかと考えたからである。恐らくこうした点を考慮したことにより契沖は自分が確信をもてない題材を扱う上で慎重な態度をとらざるをえなくなったのであろう。それに和字正濫鈔は伝統的な定家仮名遣いに対抗して新しい仮名遣い体系を打ち出した作品であったから契沖は間違いなくこの作品を出来るだけ説得力の強いものとするよう望み、それ故自分の仮名遣い論の中で最も抽象的且つ裏付けに欠ける側面のひとつについては必要以上詳細に扱うようなことはしないよう決めたのであろう。精撰本の中で述べられているイ・ヰ等に関する理論はこれら六文字の本当の発音に関する限り、契沖自身には完全に満足出来るものではなかったが、屈折変化等について説明が可能となる実用的な枠組みを提供したという意味で少なくとも概念的なレベルでは大体において満足のいくものであった。[26]即ち（概念上の価値に対して）イ・ヰ、エ・ヱ、ヲ・オの実際上の音についての問題は、契沖の歴史的仮名遣い論の基本原則を損うことなく和字正濫鈔から安全に除きうるものだったのである。

和字正濫通妨抄の中には、本論に関係のある部分がいくつかあり、そのひとつは概念上のレベルでア行、ヤ行、ワ行の文字について記述している。[27]そして又他の章句の中では次のように言っている。

「いゐえゑをおこそ、初より同しう聞ゆれと、いにしへの人は、それたにおのつからわきまへてたかへされはにや、注せる物なし。」[28]

三組の仮名は、これまで、そして今も同じように発音されているというこの文章の最初の部分は最も重要な箇所のように思われるが、筆者はこの文章の最後の部分（即ち「注せる物なし」）の重要性についても指摘したい。何故ならこの部分は契沖がイ・ヰ等の発音について何らかの形で直接ふれている部分を古代の作品の中に探し求めていたということを示唆しているからである。もしそうなら、契沖がその探索に成功をおさめえない運命にあったのは当然のことである。ともあれ契沖は和字正濫通妨抄の中でイ・ヰ等が同じ発音であるにもかかわらず、先哲はそれらを無意識のうちに（おのずから）区別したと考えたようである。

和字正濫要略は、通妨抄の一年あとに書かれたものであるが、契沖はその中でもう一度皇室の兄弟の例をあげている。

「億計王、弘計王は、兄弟にておはします、億計王は兄なれとも、後に位につかせ給ひて仁賢天皇と申す、弘計王は顕宗天皇也、古事には、意祁王、袁祁王とかかれたり、億意はともに仮名お、弘袁はともにをなり、億は大の義弘は小なるへし、計は何の義といふ事、いまた知らす、もしをおを混せは、此御中いつれ御兄、いつれ御弟とわかつことあたはさるへし。」[29]

そして彼はイ・ヰ等は（古代には）ことばの意味に従って発音面

で区別されていたと続けている。

「五十音は自然の音なれは、神世は更にもいはす、伊為等の音をもつかひわけ、真名をもこれかれと配当せるなり、たとへは大の字の仮名、遠々とも、遠保、遠於とも、於々、於遠とかききたるともいにしへにしたかひてさこそかくへきに、於保とのみかける故あるへけれと、誰か今その故を知らん。[30]」

それ故通妨抄と比較してここには姿勢の変化がみられるのである。というのは、契沖は和字正濫要略の中でイ・キ等は無意識のうちに（おのずから）ではなく発音によって区別されると述べているからである。しかし筆者は契沖がその発音上の違いの性質について、さらに深く論及していないという点が注目に値いすると思う。だから恐らくこうした姿勢の変化は彼がこの問題についてずっと確信がもてなかったことを示す単なる別の例といえるのではあるまいか。

結論

以上、これまで十分検討されてきたとは思われない集中仮名ノ事の中の記述（章句A）も含め、契沖の著作の中にみられるイ・キ、エ・ヱ、ヲ・オの三組に関する記述を考察した。契沖はこれら三組について概念上のレベルで—即ち音図との関連の中で論を進めているが、こうした見解は相通、屈折語尾等様々な変化を説明するのに申し分ないものであることがわかった。契沖がこれら三組の文字を実際上の発音を介して理解しているという限りにおいて彼の作品から考えられることは彼がかなりの期間にわたって発音上の違いという方向を見つめていたということである—契沖が仁賢天皇と顕宗天皇（夫々於計王と弘計王）の例に繰り返しふれているのはこの例こそはイ・キ等の間の使用上の区別を解くカギであると考えていたのではないかということを示すものである。このカギの解釈に当り、彼が言語の性質に対して有していた前近代的な考えが邪魔になったのである。こうしたことから一般的に言えることは、これら六つの文字の真の発音についての契沖の見解は幾分混乱しており不確かなものであるということである。そしてこれが既に述べたように、和字正濫鈔には—そして和字正濫鈔においてのみ—これら六つの仮名の発音についての記述が全く存在しないことの理由と考えられるのである。

補注

(1) ヲとオをこうした順序にしたのは契沖が誤ってヲはア行に属しオはワ行に属すると考えていたためである。

(2) 佐々木信綱編「日本文学論纂」（一九三二年）

(3) 例えば「国語学辞典」（一九五五年）和字正濫鈔の項、築島裕「国語学」（一九六八年）九三頁、中田祝夫「音韻史・文字史」（一九七二年）講座国語史第二巻五六頁。

(4) 「契沖全集」（朝日新聞社刊）一九二六—七年版。

(5) 「日本文学論纂」七〇八—九頁

(6) 前掲書七〇七頁

(7) 万葉代匠記初稿本（岩波「契沖全集」一巻二二二頁）及び精撰本（同一八二頁）、和字正濫鈔（岩波「契沖全集」十巻一一六頁）（短文抄録のみ）参照

(8) 岩波「契沖全集」一巻一八二頁

(9) 初稿本（前掲書二二二頁）参照

(10) 精撰本（前掲書一八二頁）、和字正濫鈔巻一（岩波「契沖全集」十巻一一四頁）参照

(11) 精撰本（前掲書一八四—五頁）参照

(12) 築島氏が指摘しているように（岩波「契沖全集」十巻七九一頁解説）契沖は話し言葉と書き言葉を必ずしも明確に区別していなかった。

(13) 岩波「契沖全集」一巻二一三頁

(14) 右同一八四―五頁

(15) 次の章句を考察

「此四十七言ノ中ニ、猶以為遠於江恵ノ三ツ聞同シキニ依……」（右同一八五頁）

(16) 右同二一一頁

(17) 契沖が精撰本の頃までにはアクセント理論を放棄してしまっていたであろうことは本論に引用されているその次の章句によりわかる。そして和字正濫通妨抄の頃にはアクセント理論が放棄されていたのは次の文章により明らかである。

「一種の詞も音便に随て転す、転するに随て仮名をも転せは、四十七字に各平上去を分て、百四十一文字あるへし、たとひまきるる音なき字をはおくとも、いゐえゑをおに三声をわかたは、十八字あるへし」（岩波「契沖全集」十巻三三二頁）

(18) 岩波「契沖全集」一巻一八六頁

(19) これに続く章では語中語尾のハ、ヒ等の仮名が扱われている。

(20) 岩波「契沖全集」一巻一八六―七頁

(21) 右同一八五頁

(22) 契沖の後期の作品は正誤仮字篇と比べある程度の再編がなされたことを示している。例えば正誤仮字篇には於(お)のもとに尾という字があるが、和字正濫鈔（岩波契沖全集十巻一七一頁）では、尾はをのもとにある。

(23) 岩波「契沖全集」一巻一八六頁

(24) 「此五十音ノ中ニ、本朝ニハ四十七音アリテ三音闕タリ」（岩波契沖全集一巻一八四頁）

(25) 和字正濫鈔巻一にはイ、エ、ヲの記述があるが、キ、ヱ、オとの比較はなされていない。

(26) ただ、契沖は音図の中でヲとオを誤って配置したことからタワワ～トヲヲ、ワナナク～ヲノノクのような変化について難点に直面し、有名なスミチカヘニカヨヘリ云云の章句を残すに至った（岩波「契沖全集」十巻二七五頁）

(27) 「やの下のいは、やを父とし、あの下のいを母として、也以、切、以となる、ゐもまた、わを父とし、……」（右同 三三七頁）参照

(28) 右同三四〇頁

(29) 右同六七五頁

(30) 右同六七六頁

（カンタベリー大学　助教授）